

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西都市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条並びに第33条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第18条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 委員とは、定款第33条に規定された委員会の委員をいう。
- (6) 役員等とは、評議員、理事、監事及び委員会の委員をいう。
- (7) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (8) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(会計年度の報酬総額)

第3条 役員報酬は、会計年度ごとに別表1に定める額を上限とする。

- 2 第1項にかかわらず、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合は、当該理事の職員給与を報酬総額に含めないものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員等には、職務執行の対価として、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、本会職員が理事であるときは、報酬は支給しない。

- (1) 本会会長（以下「会長」という。）に対する報酬については、別表2に定める額とす

る。

(2) 会長を除く役員等については、別表3に定める額とする。

(3) 国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員及び評議員には、支給しない。

(費用)

第5条 役員等がその職務を行うために要する費用は、旅費規程に基づき算出されたものを弁償する。

2 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(重複支給の防止)

第6条 評議員、役員等が、同一日において、この規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 会長に対する報酬は、その月の初日から末日までの分を毎月21日に支給する。ただし、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支給する。

2 役員等に対する報酬は、業務を行った都度支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行し、従来の規程は、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 29 日より施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	会計年度ごとの報酬総額
非常勤役員	200,000 円
監 事	60,000 円

別表 2 (第 4 条関係)

役職名	報酬額
会長 (理事長)	840,000 円 (月額 70,000 円)

別表 3 (第 4 条関係)

役職名	報酬の額	
常勤役員	該当者なし	
非常勤役員	会長以外の理事 理事会会議等への出席の都度	3,500 円
	監事 監事監査への出席	1 回 10,000 円
	理事会会議等への出席の都度	3,500 円
	評議員	評議員会議等への出席の都度
委員会の委員	委員会会議等への出席の都度	3,500 円